

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

第5812号

報 官

平成24年6月1日 金曜日

1

目次

〔政 令〕

○津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行期日を定める政令

(一五七)

○津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(一五八)

○工場立地法施行令の一部を改正する政令(一五九)

〔省 令〕

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働九〇)

〔告 示〕

○有限会社航空保安警備教育システムから代表者の氏名の変更の届出があった件(国家公安委一九)

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件(金融庁四九)

○保険業法第二百七十三条第一項第三号の規定による同法第八十五条第一項の免許の失効に関する件(同五〇)

○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件(総務二〇三)

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件(法務二二五)

○歳入徴収官事務規程第四十六条の二の規定に基づき分任歳入徴収官を指定する件の一部を改正する件(財務一九五)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件(厚生労働三七九)

○農業協同組合法施行規則第三十四条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための支払備金として積み立てる金額の特例を定める件(農林水産一四六二)

○水産業協同組合法施行規則第六十一条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための支払備金として積み立てる金額の特例を定める件(同一四六三)

○保安林の指定施設要件を変更する件(同一四六四、一四七三)

○公有水面埋立法施行令第三十二条第一号の甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示の一部を改正する件(国土交通六五五)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(同六五六)

○水路測量の実施に関する件(海上保安庁一三七)

○海上における射撃訓練を実施する件(防衛一三五、一三八)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 外務省

〔官庁報告〕

産 業

日本工業規格
(厚生労働省・経済産業省)

国家試験

平成二十四年度マンシヨン管理士試験
実施公告(国土交通省)

〔公 告〕

諸 事 項

官庁

大井口土地改良区役員の就任、綱土地改良区役員の退任及び就任関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

本号で公布された 法令のあらまし

○津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第一五七号)(国土交通省)
津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第一二三号)の一部の施行期日は、平成二十四年六月一三日とすることとした。

○津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第一五八号)(国土交通省)
一 津波防災地域づくりに関する法律施行令の一部改正関係
1 津波防災地域づくりに関する法律(一、三及び五において「法」という)第七十三条第一項の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする(第二〇条関係)

(一) 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖(地表面が水平面に対し三〇度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいう。以下同じ)を生ずることとなるもの
(二) 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
(三) 切土及び盛土を同時にする場合における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

2

法第七十三条第二項第一号の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする(第二一条関係)

(一) 老人福祉施設(老人介護支援センターを除く)、障害者支援施設、児童福祉施設(母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く)等

